

## 第228回埼玉県都市計画審議会

平成28年2月5日午前10時00分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第228回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます埼玉県都市計画課の細田と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、委員の皆様の出席状況について御報告申し上げます。現在20名の御出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

ここで初めに、本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りさしあげました資料でございますが、まず配付資料一覧表です。それと、委員名簿、議案概要一覧表、それと議案書でございます。加えて、本日机の上にお配りさせていただきました資料が次第、それと座席表でございます。よろしいでしょうか。もし不足がございましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局 それでは、ここで今年度初めて御出席をいただいております委員の方を御紹介させていただきます。

埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第3号に規定する市町村長を代表する委員といたしまして、久喜市長の田中暄二様でございます。

○田中委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定によりまして、久保田会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

久保田会長、よろしくお願いいたします。

○議長（久保田） 皆さん、おはようございます。御多用中のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。これから審議を始めたいと思いますので、慎重かつ効率的な審議に御協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、会議録の署名委員につきまして、本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして、私から指名をさせていただきたいと思っております。本日は、永瀬委員さん、それから齊藤委員さんをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき原則公開となっております。私としては、本日は非公開にすべきと思う案件はございませんが、皆様いかがでしょ

うか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 異議なしということでございますので、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきますと思います。

それから、傍聴の方は、今日は御希望の方いらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいません。

○議長（久保田） わかりました。

傍聴の方いらっしゃらないということで、これから早速審議に入りたいと思います。

それでは、ただいまより第228回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日の議事は、お手元の次第にありますとおり3件でございます。うち、羽生都市計画道路の変更など、都市計画の変更に基づく諮問案件が2件、それから建築基準法の規定に伴い本都市計画審議会に付議する案件1件、合計3件でございます。それでは、審議をよろしくお願い申し上げます。

ではまず、都市計画法に基づく審議として、議第5103号「羽生都市計画道路の変更について」を議題に供します。

まず、幹事に議題の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） おはようございます。都市計画課長の吉岡と申します。それでは、案件の説明をさせていただきます。恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議第5103号「羽生都市計画道路の変更について」御説明をいたします。まず、羽生都市計画区域の位置からでございます。羽生都市計画区域は、羽生市の全域から成り、県の北東部、都心からおおむね60Kmに位置しております。今回変更いたします3・4・3駅前大通線は、羽生駅から市道の0125号線、ここに至る延長約1,910m、代表幅員が16mの都市計画道路でございます。現状では上り、下りの2車線道路、車道はおおむね幅員が確保されている状況でございます。

順次変更内容を御説明いたします。まず、スクリーンにお示しいたしました2カ所の交差点の計画の見直しでございます。これらの箇所につきましては、本路線に接続する都市計画道路が羽生市決定として計画をされておりました。このため、本路線にはそれぞれの都市計画道路への右折帯を設けることとし、交差点部は幅員18mで計画をしております。現状では、右折帯は未整備となっております。羽生市では、市内の交通ネットワーク網を再検討した結果、当該地域におきましては周辺を含めた既存の道路で交通処理機能が果たせ、この2本の都市計画道路については整備の必要性が低いなどの理由によりまして、計画を廃止したところでございます。また、計画を廃止したところにつきましては、既存の羽生市道がございますことから、この既存の道路への右折車両もございりますが、いずれも住宅地の中の生活道路ということで、本線からの右折車両は非常に少ないということを確認しております。さらに、現状ではいわゆる右折避讓帯、これは交差点付近のセンターラインを右側に少し寄せて右折待ちの車両のスペースを確保するというものでございますが、この右

折避讓帯により交通処理をされておりまして、特に渋滞等の支障は生じていないということの確認をいたしております。これらのことを踏まえまして、本路線に計画しておりました右折帯の計画を削除し、それぞれ一般部と同じ16mの幅員へと変更するものでございます。

次に、駅前広場の分離の件でございます。こちらも前回の審議会でも御説明させていただきましたように、県で平成24年度に県決定の都市計画道路から駅前広場を分離するという方針を定めまして、これに基づくものでございますが、現在駅前大通線の一部として定められている駅前広場を分離しまして、分離した後の駅前広場は新たに羽生市が羽生駅東口駅前交通広場として都市計画決定をするというものでございます。

最後に、車線数の決定でございます。本路線は、これまで車線数を定めておりませんでした。今回、車線数を2ということに定めるものでございます。

以上、御説明いたしました駅前大通線の変更につきまして、都市計画法の規定に基づき2週間案の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、羽生市に対して意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見のある方はおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田） それでは、よろしければ議第5103号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定するというに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 本案は御異議ないものとして原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第5104号「幸手都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事に議案の説明をお願いします。

○幹事（都市計画課長） 引き続きまして、都市計画課で御説明を申し上げます。

議第5104号「幸手都市計画道路の変更について」御説明を申し上げます。議案書は15ページから23ページ、説明は前方のスクリーンを御覧いただきたいと思っております。幸手都市計画区域は、幸手市、宮代町、杉戸町の1市2町から成り、県の北東部、都心からおおむね40Kmから50Kmに位置しております。今回変更いたします3・4・42幸手五霞線は、東武日光線杉戸高野台の駅前の国道4号から茨城県境に至る延長約4,140m、代表幅員16mの都市計画道路でございまして、昨年10月に県内全線開通いたしました首都圏中央連絡自動車道、いわゆる圏央道へのアクセスの機能を補完する道路でございます。スクリーンに黄色でお示したところが今回の変更箇所でございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。圏央道周辺の道路計画におきまして、当該地域から幸手インターチェンジ、スクリーンの右のほうになりますが、に向かうには圏央道の側道を利用

するという計画となっております。ここで、側道と一般県道並塚幸手線の交差形式は、当初は県道が側道の下をアンダーパスするという、いわゆる立体交差となっております。そのために、側道へは直接流入できないという計画でございました。このため、スクリーンに黄色でお示した交差点の角の部分に左折帯を設置し、お示したようなルートで側道へのアクセスを確保するという計画でございましたが、整備に先立ちまして改めて交通量推計ですとか周辺道路の交通処理方法を検討いたしまして、圏央道の側道と一般県道並塚幸手線との交差形式を平面交差とし、側道へ直接流入することといたしました。これに伴いまして、スクリーンに黄色でお示した交差点につきましては不要となる左折帯の計画を削除し、交差点全体の区域を縮小するというものでございます。

なお、先ほど説明した県道の並塚幸手線、こちらは交差形式の変更など行いましたが、都市計画道路ではございませんので、今回の都市計画変更の手続は生じないということとなっております。

以上、御説明いたしました幸手五霞線の変更につきまして都市計画法の規定に基づき2週間案の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、幸手市、杉戸町に対して意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田） それでは、ただいまの議案に関しまして採決をいたします。  
原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 御異議ないものとして本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、ここからは建築基準法に基づいて敷地の位置について都市計画上の支障の有無を審議するという議案でございます。議第5105号「上尾都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の五味と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着席して御説明させていただきます。

議第5105号「上尾都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、議案書は25ページから31ページになりますが、前方スクリーンで御説明をさせていただきます。産業廃棄物処理施設の設置につきましては、特定行政庁による建築基準法の許可が必要です。許可を行うには、その敷地の位置が都市計画上支障ない旨の都市計画審議会の議を経ることとなっております、今回お諮りをするものでございます。

続きまして、計画の概要でございます。今回は、既に稼働しております産業廃棄物処理施設につ

いて、処理能力の変更、拡充を行うものでございます。具体的には、稼働時間を8時間から24時間に延長することで1日当たり処理能力を2,307.75m<sup>3</sup>に拡充をいたします。

次に、敷地の位置でございます。場所は、伊奈町でございまして、赤く縁取った上尾都市計画区域内にございます。ここは、県の東部にあり、都心からおおむね35Kmの位置にございます。

次に、拡大図でございます。敷地は、都市計画図中央の赤く塗った場所でございます。JR高崎線上尾駅から北東側に約4Kmの位置にございまして、東北新幹線の鉄道高架に近接した場所でございます。用途地域は、工業専用地域でございます。

次に、搬入搬出の経路でございます。4車線の広域幹線道路であります国道17号または県道さいたま栗橋線、こちらから2車線の県道上尾蓮田線に入ります。その後町道の4240号線、4230号線、21号線を通りまして敷地への出入りを行います。

続きまして、施設配置でございます。画面の上のほうを北としてございます。赤く囲まれている部分が敷地になりまして、敷地面積は2,485.75m<sup>2</sup>でございます。車両の出入り口は敷地左側で、町道21号線、幅員9.59mに接続をしております。黄色く塗った部分が脱水処理を行う機械がある処理施設で、杭工事等から発生する建設汚泥を受け入れて脱水処理を行うものでございます。処理の流れでございますけれども、搬入された汚泥は処理施設南側の受け入れ槽に投入されます。その後パワーショベルで脱水機械に投入し、石灰を混ぜます。その後は隣の保管槽へ移されまして、水分が除去されるまで1日ないし2日ほど養生をし、リサイクル改良土として搬出をして再利用されるものでございます。このため、処理による排水は発生をいたしません。また、敷地内でトラックを洗車した水または雨水は、敷地北東側の排水槽に集められまして、近接する別の産業廃棄物処理施設に搬出をいたします。

以上が「上尾都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」の概要です。県では、この敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。また、当該施設の敷地の位置について、伊奈町へ意見照会したところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

お願いします。

○村岡委員 御説明ありがとうございました。ちょっと何点か聞かせてもらいたいと思います。

先ほど伊奈町のほうで支障がないというお話ということなんですが、上尾市も含めて工業地域ですけれども、市民の方というか、住民の方というか、そういう人からですね、上尾にしろ伊奈町にしろ御意見は全く出なかったのかどうかということをまず1つですね。

それから、処理能力を大きくするってことで、約3.5倍ぐらいになるんでしょうか、ということで、24時間稼働ということで、これは夜間の操業も当然前提としていると思うんですけども、そのこと

で騒音だとか振動だとか、そういう影響はないのかどうなのかということですね。

それと、これだけ処理能力が増えるということは、先ほど車のルートの説明がありましたけども、運搬車は何トン車ぐらいが予定されてですね、これは搬入する量が増えますよね。だから、何台分増えるのかということと、あわせてこれがリサイクルで改良土になって、今度は商品として搬出されますけども、搬出のほうでは何台ぐらい車としてですね、台数が増えると見込んでいるのか教えていただきたいと思います。

○幹事（建築安全課長） 3点の御質問でございます。まず、市民の方からの意見ということでございますが、県では取扱要綱を定めておりまして、周辺100mの範囲に入る住宅の方には御説明をするように指導しております。説明した結果、特段御意見はないという旨の報告を得ております。また、伊奈町とあわせまして上尾市、市役所のほうにもこの情報は提供してございますが、特段の意見はないと聞いております。

次に、24時間、夜間も稼働することによる影響ということでございますが、振動、騒音につきましては現在の測定値と想定値をチェックしてございまして、規制値内におさまるという計算をしてございます。その計算内容を確認しております。

もう一つ、搬入量、搬出量、増えるのではないかと御質問でございます。実態をお話しいたしますと、この24時間の稼働というのは夜間の工事、これに対応するために夜の搬入を受け入れようということで拡充をしているところでございます。しかしながら、処理機械、こちらのほうの稼働時間は現在の昼間の8時間のままでございます。それによりまして、処理量は変わりませんので、夜間の搬入のためには昼の処理量を若干減らすというようなことで、受け入れ総量は変わらない状況で稼働時間を延長するという計画でございますことから、大幅な搬入量、搬出量の増加はないものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○村岡委員 先ほど車のルートがこういうふうに搬入されてくるんであろうという説明がありました。ただ、車の量はそれほど増えないだろうというお話なんですけども、1点ですけども、車に伴う安全性というのを私ちょっと気になっていたものですから、それについては心配がないかどうか、その点だけお答えいただきたいと思います。

○幹事（建築安全課長） 車両の出入りに伴う安全性の御質問でございます。現地での安全対策といたしましては、まず出入り口には照明を設置しまして、夜間でも見やすいようにすること、また赤色灯を整備いたしまして、出入りが出入り口周辺にお知らせできるようにすることを事業者から回答を得ております。また、登校時には誘導員を配置する、夜間の搬入の場合も出入り口に誘導員を配置するというふうに報告を受けております。また、車両の出入り口には一時停止を明確にしまして、ドライバーに注意喚起を促しているということでございます。

以上でございます。

○議長（久保田） よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田） よろしければ、議第5105号の議案について採決をいたします。

本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） では、御異議ないものとして本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。大変ありがとうございました。

それでは、議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しします。

○事務局 本日は、委員の皆様には熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

ここで、秋山都市整備部長より御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 都市整備部長の秋山でございます。今年度の最後の審議会となりました本審議会の終了に当たりまして、一言御礼の挨拶をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様方、熱心な御審議をいただきまして、本年度は2回の審議会を通じて9件の案件を御審議いただきました。おかげをもちまして、県内各地におきまして都市計画行政を初め建築行政などが順調に推移しているところでございます。県といたしましては、今後人口減少あるいは高齢化社会というような大きな変貌を受けるわけでございますけれども、引き続き時代の要請に応じました都市計画行政を適切に推進してまいる所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。終了の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午前10時24分 閉 会